

会議名称	平成29年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成29年12月25日(月) 14時00分から16時40分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室(中棟6階)	
出席者	委員	長谷川会長、阿部委員、石川委員、井上委員、斎藤委員、鹿野委員、柴田委員、三田委員、山崎委員、横山委員、吉田委員、今井委員、太田委員、大槻委員、小林委員、新城委員、富田委員、佐藤委員、新保委員、水町委員、渡邊委員
	実施機関	山田在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長、寺井介護保険課長、石森狭あい道路整備担当課長、土肥野みどり公園課長、土田国保年金課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 平成29年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成29年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・資料3 特定個人情報保護評価第三者点検部会報告事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 1 平成29年度第3回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第21号	高度困難事例への対応支援に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第12号	高度困難事例への対応支援に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について(新規)	決定
諮問第13号～ 諮問第55号	高度困難事例への対応支援に関する業務の目的外利用について(新規) 〔被目的外利用業務：生活困窮者に対する自立支援に関する業務外42業務〕	決定
諮問第56号	高度困難事例への対応支援に関する業務の外部提供について(新規)	決定
諮問第57号	高度困難事例対応支援システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
報告第22号～ 報告第64号	生活困窮者に対する自立支援に関する業務外42業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第58号～ 諮問第100号	生活困窮者に対する自立支援に関する業務外42業務の目的外利用について(新規) 〔被目的外利用業務：高度困難事例への対応支援に関する業務〕	決定
諮問第101号	介護保険事務処理システム(中央)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
諮問第102号	介護保険給付業務補助システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第103号	地理情報システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定

報告第 65 号	狭あい道路拡幅整備事業に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第 104 号	地理情報システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
諮問第 105 号	地理情報システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
諮問第 10 号	国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について (再実施)	決 定
諮問第 11 号	介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について(再実施)	決 定
諮問第 108 号	住民情報系システム再構築にかかる外部データセンターの利用について	決 定
報告第 66 号	社会保障・税番号制度の導入に伴う業務の登録について(追加)	報告了承
報告第 67 号	社会保障・税番号制度の導入に伴うシステムに記録する個人情報の項目の 登録について(追加)	報告了承
報告第 68 号	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律」による情報連携のための外部結合を行う業務と対象の特定個人情報 の自治体中間サーバーへの記録について	報告了承

会長	<p>本日は年末の御多用の中、当審議会へ御出席いただきありがとうございます。それでは、ただいまより、平成 29 年度第 4 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。始めに、本日の出欠状況について事務局からお知らせ願います。</p>
情報・法務担当部長	<p>今、お一人お見えになっておりませんが、本日、欠席の御連絡はいただいております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてあるように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。本日は報告・諮問事項が大変多いので、委員の方々の御協力を是非ともよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、資料 1 の平成 29 年度第 3 回の会議録についてです。まず、事務局から修正や補足がある場合はお願いします。</p>
情報政策課長	<p>特段ございません。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から前回の会議録について訂正箇所、御意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、平成 29 年度第 3 回審議会の会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>次第 3 の報告・諮問事項の審議に入ります。それでは、情報・法務担当部長、諮問文の読み上げをお願いします。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>ただいま、情報・法務担当部長から諮問文をお受けいたしました。</p> <p>それでは、始めに報告第 21 号及び諮問第 12 号から諮問第 57 号と報告第 22 号から報告第 64 号及び諮問第 58 号から諮問第 100 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第 21 号、諮問第 12 号～57 号 報告第 22 号～64 号、諮問第 58 号～100 号</p>	
情報政策課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、何か御質問はございますか。</p>
委員	<p>報告第 21 号では、在宅医療・生活支援センターが平成 30 年度から新しくできるということですね。私たち障害者も高齢化に伴って親子ともに高齢になり、親が認知症を患う場合もあります。今回の生活支援は、そういった子や高齢の親が対象になるのでしょうか。またその場合は、直接この在宅医療・生活支援センターへ相談に行ってもよろしいのでしょうか。</p>
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	<p>認知症で高齢の親と障害のあるお子さんと同居の家族の支援は、こちらの高度困難事例対応の対象となる事例ですが、最初の相談窓口としては、すまいるや障害者施策課、高齢者部門のケア 24 で承り、その後、事例の複合化、複雑化の内容によってセンターに相談が上がるという想定で検討しております。</p>
委員	<p>まだ、在宅医療・生活支援センターが設置されていないということなので、私も部外者ですが、高齢者の相談にケア 24 に行き、本人はサービス支援計画を作っている事業所に対応していると思うのです。そういうところから在宅医</p>

	療・生活支援センターに相談が上がるということはありませんか。別にこちらが動かなくても相談案件として上がっていきませんか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	ケア 24 に相談していただいて、相談事例が、こちらのセンターに上がってくることを想定しております。
委員	<p>11 ページの支援会議等のイメージ図です。まず、上の黒枠の「緊急性の判断・初期対応」については、この項目でもう十分だと思いますので賛成いたします。ただ、その2つ下の第1回支援会議ですが、この文章を読むと、相談機関、関係機関だけが専門的な助言をもらって、本人や家族への説明や同意がないまま、当人たちをないがしろにしたシステムが出来上がるのではないかと心配しています。</p> <p>特に、障害をお持ちでもある程度動ける方は、主治医に良くなっていると話していることが多く、主治医もその意見だけをもとに障害等級を決めてしまう、という話が結構聞かれます。本人や家族の意見を聞いた上で、支援の内容を決める体制がとれるようには、この文章では確認できないので、御説明いただきたいです。</p>
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	<p>この支援会議ですが、参加者は相談機関、関係機関のみを想定しておりますので、このような表記になっております。本人や御家族の御意見は、相談機関がそれぞれ本人と御家族に関わっている事例も多いと思いますので、そこですっきり確認を取って、この支援会議内で御意見をみんなで議論していくということを考えています。</p> <p>また、専門家の支援ですが、精神科医、弁護士等の参加を考えておりますが、こちらも診断を決め付けてしまうというよりは、支援者がより良い支援や関わりができるようにという視点で、助言をいただく予定ですので、診断を決め付けるという想定ではありません。</p>
委員	2 ページの個人情報登録票です。個人情報の収集方法の中で、「本人」と「本人以外」とありますが、この「本人以外」とは個人のみでしょうか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	こちらの支援対象者の本人及びその関係者というのは、家族と親族、例えば同居の家族、親族でも世帯のキーパーソンになるような御親族がいる場合はそういうことも想定しております。
委員	その場合、収集した個人情報について、例えば、収集側が流出等の事故を起こした場合は、誰に対して責任を負うのでしょうか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	この責任の所在ということによろしいでしょうか。
委員	万一、事故を起こした場合、誰に対して責任を負うのか。本人なのか、個人情報を提供した本人以外に対してなのかということですか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	想定しているのは本人及び個人情報を提供した本人以外に対して責任を負わなければならないかと考えております。
委員	そうすると、本人と本人以外のこの2人の関係については、特段、収集側は関与せずということでしょうか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	失礼いたしました。本人と本人の家族に関する関係についても、しっかり確認をしていきたいと考えております。

委員	42 業務は、ほぼ福祉全般にわたっています。障害者虐待防止はあるのですが、高齢者虐待防止や児童虐待防止という言葉はないのですが、特定妊婦の情報や、高齢者の施設側も含めた高齢者虐待防止の取組の情報は集める予定があるのか、この 42 業務のどこに入っているのか教えていただきたいです。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	先ほどの御質問の高齢者虐待防止法、児童に関する虐待防止法も含めて想定しております。どこに入っているのかと申しますと、2 ページの「生活状況等の情報」の中の、例えば「問題行動」というところで読み込んでおります。
委員	特定妊婦はいかがでしょうか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	失礼いたしました。特定妊婦に関する情報も扱っていこうと思っておりますが、その上の段にある「保健指導の状況」というところに加えております。
委員	あとは、認知症に関する情報は、どこの業務が担当と理解すればよろしいでしょうか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	認知症に関する業務は、3 ページですが、高齢者在宅支援課の高齢者生活支援サービスに関する業務でございます。
委員	成年後見制度も同じ意味合いでよろしいでしょうか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	成年後見制度における業務については、同じページの上から 3 行目です。保健福祉部管理課等の「成年後見制度に関する区長の審判請求手続」という所に盛り込んでおります。
委員	先ほど、障害を持たれている方の親が認知症の場合も困難事例の対象となっております。実際に高度困難事例は、区として定義を持って、対象を明確に決めているということだと思のですが、それはどれくらいあって、ほかにどのような事例があるのでしょうか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	定義といいますか事例に関しては、今質問にありました高齢の両親と障害の疑いや障害の可能性のあるお子さんと同居していて、支援が必要であり、多機関が関わるような事例を想定しております。 定義としては、検討チームで検討した今のところの定義ですが、複数の分野の行政機関が関係する事例や、事例を構成する要素に社会的な問題や経済的な問題という様々な背景がそれぞれ関連し合っている事例、また、事例の解決に多大な時間や複数の機関間の調整が必要である事例を想定しております。事例数に関しては、まだ始まっておりませんので、関連機関に想定で出していた事例数ですが、今のところ約 100 事例くらいではないかと聞いております。
委員	その事例を担当の部署が判断してセンターに相談することになるということでしょうか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	事例の定義は大まかに定めているものなので、まずは担当の相談機関から判断して上げてもらうということを想定しております。
委員	そうすると、今回の新たなシステムの中で個人情報扱う場合は、困難事例だと担当の部署が判断してセンターに相談を上げたときに、個人情報として情報が来るとい形になるという認識でよろしいでしょうか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	そのとおりです。
委員	あと、規模で対応件数が年間約 100 件となっておりますが、まだ困難事例が

	<p>これから増えるかもしれないというところでの一定の想定だと思いますが、実際に今もう困難事例だと判断されて、各部署でどのように対応したらいいのかという段階で止まっている事例が発生していると思うのですが、どれくらい発生しているのか把握されているのでしょうか。</p>
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	<p>実際の数字は、先ほど事例数を想定で上げていただいた事例しか把握しておりませんが、各相談機関の係長等にお話を聞くと、様々な事例を抱えているということは聞いております。ただ、それぞれの相談機関も関係機関と調整しながら対応している事例も多く、そこから困難になっていたり、複雑な問題で関係機関との連携が困難になってきて、また上がってくるということなので、流動的に動いているということ聞いております。</p>
委員	<p>私もいろいろ相談を受けて、様々な部署、分野にまたがる場合や、御本人が大変な思いをされているということもあるので、こういうセンターが出来るということはいいことなのだと思います。実際に6、7ページの電算入力記録票のデータの項目を見てみると、こういう事例は、いつ相談が発生して、いつ相談が終了したと行政側が判断したのかという日付を、しっかり持っていないと管理できなくなっていくと思うのですが、日付の項目をさっと見ると、生年月日は個人情報で動くものではないですし、あと、6ページの項目8で住民年月日が日付の項目としてあるのですが、これが相談発生終了を判断する項目なのかどうなのか、名前からはよく分かりません。ほかの所で言うと、日付の項目が見当たらないのですが、そういう相談の発生、完了という管理をする項目があるのかどうなのか、ここに記載されていないだけで本当はあるのかということと、この住民年月日というのは何なのか教えていただけますか。</p>
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	<p>相談が上がった日付やそういうものは、項目63番の「進行管理の状況」という所で、相談が上がった日、また、こちらのセンターの支援の終了日というところは、しっかり記録していきたいと考えております。あと、8番目の住民年月日については、杉並区に住民票の登録があった日ということで想定しております。</p>
委員	<p>項目に関連して、7ページの37、38番で、「容姿・風貌」、「趣味・し好」という項目があります。「趣味・し好」まで必要なものなのか、個人情報として相談をするために取得が必要な項目なののでしょうか。あと、「容姿・風貌」というと、これはデジタルに置き換えるには大変難しい言葉で表現をしなければいけないというものです。記録する人によって左右されてしまうものであり、その個人を第三者が勝手に評価してしまう内容になりかねないものです。こういう「容姿・風貌」というところを個人情報として記録していくということが適切なのかどうか少し疑問なのですが、その辺りは、37、38番の項目についてはどのように判断されているのでしょうか。</p>
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	<p>「容姿・風貌」に関しては、支援のために必要な中身として書いております。例えば、認知症の方で、生活状況でいろいろと、季節に関係ない服の選択をしてしまう、髪が伸び過ぎてしまう、清潔な状況が保てない等、少し「身体状況」とかぶるところはありますが、そういうことで、客観的に見ても支援が必要だと判断するという話のときに関係があるかというところで示させていただきます。</p>

	<p>ており、そういう例を考えております。</p> <p>あと、「趣味・嗜好」に関しては、支援者が介入する際に信頼を抱いてもらえるよう、その方が長年好きであったものなどから会話のきっかけを得たり、就労の問題で就労支援の話につながったりと、いろいろな場面で必要になってくることを想定して記載しております。</p>
委員	<p>あと、こちらの個人情報の記録は、どれくらいの期間保存されていくものなのでしょうか。また、その期間が切れた後、どのように対応されるのか確認させてください。</p>
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	<p>基本は5年間の保存年限を考えております。また、在宅医療・生活支援センターは、相談機関、関係機関の後方支援を行う所と考えており、支援の期間は、先ほどの事務フローにも小さく書いておりますが、6か月程度を1つの目標と定めて支援方針や計画を立てていきたいと考えており、個人情報に関しては5年間ということで、状況が変わったら、また再び支援をしていくことのできる体制を整えていくことで考えております。</p>
委員	<p>今回、このセンターの組織体制は何名と考えられているのか、そのうち、このシステムを実際に扱う人数はどれくらいなのか。それと、今回、センターでは43のほかにシステムと連携するということですが、実際にセンターの人たちが43のシステムからデータをもたらってくるのか、それとも、今回のこの支援に関する業務のシステムとしては、各部署から上がってきたデータしか扱わないのか、どちらなのか教えてください。</p>
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	<p>在宅医療・生活支援センターの職員の人数に関しては、今、所要人員等を計画している時期なので、詳細はお伝えできませんが、相談機関の後方支援をする部署と考えておりますので、専門職と福祉職の配置を考えていることと、支援会議の中で精神科医の先生や弁護士等の支援も考えておりますので、そういう先生たちの支援は、先生たちに報償費で来ていただき支援会議に参加していただくということを考えております。あと、データに関してですが、相談機関、関係機関からのシステムのデータを扱うというものではなくて、各部署から上がって来た情報から個人情報を取得するということです。</p>
会長	<p>今の保存期間について、5年間というお話ですが、始算時はどこになるのでしょうか。5年の始まりはどこになるのでしょうか。</p>
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	<p>センターの支援が終了してから5年間ということで考えております。</p>
委員	<p>6ページの記録の項目の中の16、17、19の「収入等の状況」、「資産の状況」、「債権・債務の状況」とありますが、これは個人が御自身で申告をされたものを書かれるのか、若しくは様々な調査機関等を使って、そこまで立ち入って調べるものであるのかをお聞きします。</p>
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	<p>関係機関や相談機関からの情報で把握をしていくということで考えていますので、こちらのセンターが調査するということは想定していません。</p>
委員	<p>そうすると、今は様々な信用情報、例えば一般の方がどこでどのようなローンを組んでいるとか、何々銀行にどのような借入金があるなどということもネットワークにされていて、調べるのが可能になってはいますが、そういうもの</p>

	も含めて積極的に把握をしていくということですか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	積極的な把握はする想定はございません。ただ、高度困難事例の方の多くに経済的に生活が困難な事例なども想定されますので、この方が生活していけるのかどうかというような収入の状況を、関係機関から確認するということを想定しています。
委員	あと、先ほど他の委員からもありましたが、例えば、7ページの項目 61 の「主義・主張」というのは非常にセンシティブな内容だと思ひまして、それこそ第三者の聞き取り方によっていろいろな解釈が取れますし、そこについてはどういふものなのでしょうか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	項目 60 の「要望・苦情の内容」と少し類似しているぐらいの想定です。暮らし方や考え方を参考にするとところで「主義・主張」ということで想定させていただきました。
委員	それは、やはり積極的に何々に反対であるとか、何々の考え方に賛成であるとか、個人の心の部分までかなり立ち入って情報を聞くこともあり得ることですか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	そういったものではなくて、どのように生活をしていきたいとか、入院をしたくないであるとか、施設に入りたくない、入りたいなど、生活上どういふ暮らしをしたいかというような要望であったり主義であったり、主張であったりということを考えています。
委員	もしそうであるならば、表現的にちょっとストレートすぎないかなと思ひます。今このことを議論している私たちであれば、今の主管課からのお話を伺ってある程度理解はできますが、様々な方が使うデータとしては、例えば政治的に使われるなど誤解を招くようなことがあつては問題があるかと思ひますので、この「主義・主張」の詳細を括弧書きで明記しなければならないと思ひのですが、そこはいかがですか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	御意見を取り入れまして、追加項目として記載していきたいと思ひます。
会長	今、委員がおっしゃつたように、「主義・主張」という言葉だけだとちょっと違つた意味合いに取られる可能性があるのでは、その辺をちょっと御考慮いただきたいという感じがします。ほかに御質問はございますか。
委員	4ページの目的外利用記録票の目的外利用をした理由の箇所ですが、「地域の相談機関への後方支援等をするため」とありますけれども、この「等」とはどのようなことを想定されていますか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	こちらで定義をさせていただいた後方支援というものの中に、計画の決定のための支援会議の運営、計画の進行管理、そして必要時の支援対象者への支援があります。後方支援の中に場合によっては相談機関と同行訪問をするというような支援も想定していますので、そこで後方支援の所に「等」を付けさせていただいたということなんです。
委員	最後に1点だけ確認をさせていただきたいのですが、このセンター自身の先ほどの体制がちょっと気になっています。配置の関連で言えないということですが、区の職員がそこにしっかりと配置されるというようなことで判断をして

	よろしいのでしょうか。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	区の職員が配置される予定です。
委員	支援や助言を多くする機関になりますので、その点ではかなりの技術や能力などということが問われる機関になるかと思えます。地域の相談機関に、先ほど「等」という規定もおっしゃっていましたが、ここに書かれている「等」は、主治医なども含めて想定をされているのかどうか、その点を確認いたします。
在宅医療・生活支援センター開設準備担当課長	個人情報収集に関する外部の機関として、医療機関等も想定をしています。相談機関から医療機関の情報を聞いて、その情報をこちらで検討することもあるかと思えます。
会長	質問を打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは質問は打ち切らせていただきます。御意見のある方はどうぞ。
委員	諮問第 12 号から諮問第 100 号までについて、意見を述べさせていただきます。今回、収集される情報は「容姿・風貌」、「趣味・し好」等々、個人のセンシティブな部分に強く関わる情報が収集されるということで、実際に同行訪問もするとすると、紙に打ち出して持ち歩いたりする可能性もあるのかと思えます。そういう意味では、情報漏えいということが絶対にあってはならないよう、意識していただきたいと思えます。また、先ほど他の委員や会長からもありましたが、「主義・主張」は項目として、やはり不適切だと思いますので、項目変更若しくは括弧書きでの注意書きをするなど、このシステムを扱う人たちに、思想や信条などを記載するものではないのだと、支援のための情報の収集なのだという認識をしっかりと持ってもらえるように、内部で意思統一をしていただきたい、ということをお願いとして加えさせていただきます。
委員	対応支援は非常に充実したものになるかと思えますので、本諮問に関しては了承という立場で意見を申し上げます。2 ページの個人情報登録票の情報収集の方法の、本人以外についてのところで、関係性というのを明記する必要があるのではないかと思います。先ほどの回答の中で家族等とありましたが、第三者であっても、例えば代理権限を有している方や、そういったことも想定されますので、そこは明記をしていただきたいと思えます。 目的外利用記録票の 4 ページの「理由」についてですが、重要な個人情報を本人同意以外で利用するわけですから、目的外利用をした理由はやはりもう少し明記したほうがよろしいのではないかと意見をさせていただきます。
会長	ほかに御意見はございますか。ないようですので、今意見があったことを踏まえて対処していただきたいと思えます。報告第 21 号及び報告第 22 号から第 64 号は了承、諮問第 12 号から諮問第 57 号、及び諮問第 58 号から諮問第 100 号は決定とさせていただきます。 次に、諮問第 101 号、第 102 号について事務局から説明をお願いいたします。
諮問第 101 号、第 102 号	
情報システム担当課長	諮問第 101 号の案件について説明する。

情報政策課長	諮問第 102 号の案件について説明する。
会長	ただいま説明がありましたが、御質問のある方はどうぞ。
委員	諮問第 101 号の介護保険料賦課・徴収に関する業務から確認をさせていただきます。規模で該当者が現在約 600 人、平成 28 年度 9 月末実績とありますが、具体的にどのようなケースの方が多いいのか分かりますでしょうか。というのは、事務事業の概要の内容の欄に被災地の防災集団移転促進事業や土地収用によると記されているのですけれども、実際に集団移転促進事業などというのは杉並区ではそれほどないのかなと思うので、この 600 人というのは一体どういった方々が多いのか教えていただければと思います。
介護保険課長	土地、住宅の売却をされる方々で、多くは自宅の売却であると認識しております。
委員	本人の責に帰さない場合があるから控除を受けられるということで、一般的な自宅の売却だときっと控除はされないのですよね。
介護保険課長	こちらの特別控除ですけれども、様々なケースに応じて控除することができるようになっていきます。土地収用や特定土地区画整備事業の関係、そのほかに農地であったり、長期で 10 年以上住んでいた住宅を売却した場合も、控除を受けられるようになっておまして、そういった特別控除についても全て該当するということになっております。
委員	分かりました。規模が 600 人ということで、今後も大体 600 人ぐらい発生していくと判断をされて、ここに記載をされていると思います。今回、新しく 2 項目追加をされますが、4 月 1 日から項目の追加が行われた場合、対象となる約 600 人のデータは、4 月 1 日からシステムに導入するのか、それとも今後発生したごとに 1 人ずつ打ち込んでいくのか、どうなのでしょう。
介護保険課長	保険料賦課については、基準日が 4 月 1 日となっていますので、その当該年度の保険料賦課のときに、前年度にそういった特別控除がある方については、保険料に反映させていくという考え方になっています。
委員	システム的な問題で項目追加をして新システムがスタートするときに、いわゆるデータ移管が一括して行われるのか、それとも、その後の夜間のバッチ処理などで自動的に処理を行うのか、若しくは 1 人ずつ発生した段階で打ち込んでいくのかと思うのですが、結局どうなるのでしょうか。
介護保険課長	その年度の保険料の賦課の基準ということになりますので、基本的には一括で行われます。
委員	データ移管をするということですか。今回、項目が追加されて新しいシステムがスタートするわけですけれども、スタート時点でのデータというのは、こちらで作ったデータに置き換えるのか、それともバッチ処理などでデータ更新が行われるのか、どうなのでしょう。というのは、データの移管作業が発生するとそこでデータが結構抜け落ちたり、別な個人に対して間違っただデータを載せたりなどという不手際が結構発生するので、すごく重要だと思うのですが、どうなのかと思ひまして。
事務局	基本的にはバッチの処理を想定していますが、対象者の特定、フラグ等を立てて間違いがないよう、処理に正確を期したいと思っております。システムの

	開発部分につきましては、構築していく仕様の中で、そういったところを考慮していきたいと考えております。
委員	<p>データ移管をするのではなく、システムの処理の中で新しい項目にデータが入っていくという認識ですね。分かりました。</p> <p>諮問第 102 号の介護保険給付に関する業務についてですが、今回、新規で電算入力が行われるということで、実施予定日が平成 30 年 1 月 1 日ということは、年明けから開始するということですね。この審議会から 1 週間後に開始するということで、ちょっと期間的に急すぎないかと思いました。せめて 10 月に行われた前回の第 3 回審議会で諮問はできなかったのでしょうか。というのは、何かここで変更をしなければいけないという話があったときに、すぐに対応できるのかという疑問があるのです。諮問をする時期というのはこの日程でいいのでしょうか。</p>
介護保険課長	このシステムは中央電算ではなくて小型電算です。エクセル等で簡単に作れるものと考えていますので、このタイミングでも承認いただければすぐに作れると考えています。
委員	あと今回、規模としては様々な場合のデータがあって、それぞれ足し合わせると約 1 万件ほどになるのかと思うのですが、こちらの 1 万件のデータというのは今後、1 件 1 件受付をやって、新しく受け付けたものを 1 件 1 件登録していくというイメージで最大 1 万件を想定しているのか、それとも今まで受け付けたものについてもスタートのときから、この小型のエクセルにデータを全て載せていくという認識なのか、どうなのでしょう。
介護保険課長	この小型のシステムは、主に受け付けたものの進捗状況や引き抜き等に使うものです。これまで受付をしたもので現在進行中のものは入力をしますけれども、今後は出てきたものを 1 件 1 件入力していきます。償還申請受付管理につきましては 6,000 件とありますけれども、月 500 件、1 日 25 件程度ですので、その都度入力をしていくものと考えております。
委員	ということは、1 万件のデータ移管があるわけではなく、今後発生したものについて追加していくということですね。ちなみに、紙の受付簿や台帳とありますが、こちらの管理は今後どのようなようになっていくのでしょうか。
介護保険課長	保存年限が 5 年のものがほとんどですので、5 年たったら廃棄をしていくと考えています。
委員	受付のときに今後も紙で受付を行っていくのか、紙で台帳管理も行っていくのかというところが聞きたかったのですけれども。
介護保険課長	完全にシステムに移行をしますので、紙のものは存在しなくなります。
委員	12 ページの諮問第 101 号です。土地収用等における特別控除というのを記録すると私は理解していたのですが、先ほど長期の居住用資産の特別控除というのも対象だというお話を伺いました。ということは、この租税特別措置法に定められている特別控除に関しては、全て対象になるということなのでしょう。
介護保険課長	委員のおっしゃるとおりです。
委員	そうすると、特別控除の適用を受けるには、確定申告を要するものだと私は

	理解しているのですが、当然そこで控除後の金額というのは出るのですけれども、なぜこの特別控除の金額というのが必要になるのでしょうか。
介護保険課長	介護保険料について、特別控除前の合計所得金額を用いて保険料を算出していたのですが、今回、政令により、特別控除の額を控除したもので保険料算定をする必要がありますので、特別控除の額が必要になるということです。
会長	ほかに御質問はございますか。 特にないようですので、御意見のある方はどうぞ。
委員	まず諮問第 101 号の介護保険料賦課・徴収に関する業務についてです。基本的には賛成という立場なのですがすけれども、新規で項目追加をするということで、この間にほかのシステムで別の人の保険料が載ってしまったというような事例も発生しています。システムスタート時に検証をしっかりと行って、別の人のデータが載らないよう、しっかりと対応をしていただきたいという意見を添えて、第 101 号については賛成といたします。 第 102 号の介護保険給付に関する業務ですが、小型ということでエクセルを利用して管理をされるということなのですがすけれども、大きなデータですと大体 1 万件の管理になるというのが想定されておりました、エクセルでの入力というのはえてして、別のセルに入力するなどということが結構発生しやすいものです。入力の間違い等々が発生しないよう、対応をしっかりと取っていただくということを意見として付させていただきます、賛成としたいと思います。
会長	ほかに御意見はございますか。ないようですので、諮問第 101 号、諮問第 102 号は決定とさせていただきます。 次に、報告第 65 号、諮問第 103 号から諮問第 105 号について、事務局から説明をお願いいたします。
報告第 65 号、諮問第 103 号～105 号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	今の説明について、御質問のある方は、どうぞ。
委員	諮問第 103 号の要望・苦情処理に関する業務、17 ページです。こちら、実施予定年月日が平成 30 年 1 月 1 日と、今日の諮問の審議会から 1 週間後ということで、かなり急な諮問なのかなと受け止めております。これは諮問第 104 号も諮問第 105 号もそうなのですが、前回の審議会への諮問というようなことにはできなかったのでしょうか。なぜ、1 週間前という急なスケジュールだったのでしょうか。確認させてください。
狭あい道路整備 担当課長	こちらについては、特に新たにシステムを作るということではなく、ただデータを入力していくということになりますので、時間的にはこのタイミングで十分かと判断したところです。
みどり公園課長	こちらについても、既に運用している部分もありますので、それに連動させていくということで、このように判断をさせていただきました。
委員	18 ページの電算入力記録票で、記録年月日が平成 30 年のあと、月日の所が空欄になっています。同じように、21 ページの電算入力記録票も、記録年月日が同様に、23 ページも同様です。他の諮問を見ると、この記録年月日は、きちんと日付、月日が入っているのですが、こちらを空欄としたのはどういった理

	由があるのでしょうか。
情報政策課長	大変失礼いたしました。1月1日です。申し訳ございません。
委員	では、1月1日と書き込んでおけばいいということですね。了解いたしました。それから、要望・苦情処理に関する業務のほうで、電算入力記録票で1～5まで要望・苦情者の氏名や住所があるのですが、要望・苦情が発生した月日、また対応した月日など、そういった日付の項目がないと管理が大変になるのではないかと思うのですが。その辺りは、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。
みどり公園課長	こちらについては、「要望・苦情の内容」、あるいは「要望・苦情処理記録」の中での項目と捉えています。
狭あい道路整備担当課長	同様です。
委員	次に諮問第105号についてですが、22ページの公園台帳に関する業務です。内容のほうで、今まで公園の占用については申請を許可した後に、申請書をFAX等で公園管理事務所に送っているとしていたものが、今後は「すぎなみまっぷ」に取り込み、一元管理、共有していくということで、FAX送信などはなく、パソコンで「すぎなみまっぷ」を見て、申請の有無を確認していくということでしょうか。
みどり公園課長	基本的にはそうですが、こういう意見が出されているということについては、事前に電話などでお知らせをして、遅くならないように対応を講じていきたいと思っています。
委員	ということは、個人情報を書かれていたFAXの紙が、今後はなくなると認識してよろしいんですね。
みどり公園課長	そのとおりです。
委員	諮問第103号ですが、これは諮問第105号にも関わるのですが、セキュリティ対策の所で「操作する職員を必要最低限の範囲」というような書かれ方をしています。この、必要最低限の範囲というのは、どのような基準なのでしょう。ちょっとイメージができませんので、その点を教えていただければと思います。
狭あい道路整備担当課長	実際に要望を受ける職員、それから要望を対応していく職員というところで、必要最低限という表現を使わせていただいています。
委員	つまり、パソコンを操作する職員なのですか。
狭あい道路整備担当課長	はい。
委員	それは、何人も職員がいらっしゃると思うのですが、何人にするとかということではないのですか。
狭あい道路整備担当課長	対象となるのは、先ほどお話ししたものですが、人数としては課内職員である大体20名くらいになるかと考えております。
委員	それが必要最低限の範囲ということになるんですね。
狭あい道路整備担当課長	そのとおりです。

委員	<p>諮問第 103 号も諮問第 104 号も、非常に関連していると受け止めています。関係職員間での一元化や共有化ということで書かれていて、狭あい道路の課題は、多分苦情も入る、あるいは要望も入るといことで、浮かび上がってくる情報もあるのかと思っておりますが、その点で、この諮問第 103 号と諮問第 104 号とのマッチングも必要になるかと思うのですが、その辺りはどのような体制、やり方、管理の仕方をお考えになっているのでしょうか。</p>
狭あい道路整備 担当課長	<p>こちらについては、操作する職員は、どちらのシステムも見られるようにして、それぞれの情報を把握しながら対応できるというようにと考えているところ です。</p>
委員	<p>なかなかイメージが付かないのですが、この狭あい道路は、指導する方、所有者の氏名、住所、全て書かれていきますね。この苦情から浮かび上がってくる情報というのは、担当所管、あるいは職員がどのように共有するのですか。それとも全く別部門として考えているということなのですか。どちらも狭あい道路に関するものだという規定がされていますので、それぞれマッチングが必要なのかと考えて聞いているのですが。</p>
狭あい道路整備 担当課長	<p>どちらか片方だけでシステム管理をしていくということではなく、操作する職員は重複するということによって考えていただければと思います。</p>
委員	<p>諮問第 104 号についてお伺いいたします。19 ページですが、この狭あい道路の様々な情報、要望・苦情等の対応にということと理解しています。道路の中心から 2 m セットバックするということですが、この 2 m セットバックが単純に道路の中心なのか、それとも一方後退なのか、若しくは、その辺りが不明確なまま、お互い住民同士が様々な御意見を言いながら、それぞれ出っ張ってしまっている場合など様々な場合があり、誰かの責に帰さない場合等もあります。そうすると、誰に対しての苦情なのかというのが、地域間で曖昧な場合もあると思いますが、ここにはどのように書かれるのかを教えてくださいたいのですが。</p>
狭あい道路整備 担当課長	<p>道路の中心から 2 m という表記がありますが、これについては一般的な考え方です。中には、先ほど委員がおっしゃったように、一方後退がある場合もあります。そういったものについては、基本的には事前協議ということで、1 件 1 件、こちらのお宅はどのようにセットバックをなさいたいというように決めていくこととなります。</p>
委員	<p>これは第 42 条第 2 項の私道ですよね。すなわち、役所が介入できない、民間の話になると思うのです。それは民間での話し合いだけでなく、ときには調停、裁判にまでもいきかねない場合も中にはあるのかもしれませんが。そうすると、役所がどうこう言えない案件もあると思うと、何が苦情で、何が要望なのか不明確な場合があると思うのです。そういう場合に、一方の意見だけが載ってしまえば、公平性を欠く場合もあるかと思っております。その意味で、今、質問させていただきました。</p>
狭あい道路整備 担当課長	<p>対象とする 2 項道路については、私道に限らず区道もあります。区道、私道に限らず、先ほどお話したように、セットバックの位置については、区役所で事前協議ということをお話をさせていただいて、1 件 1 件セットバックの位置</p>

	を決めていくというようなことで対応しているところです。
委員	事前協議というのは、どちらかの道路の方が自分の家を建てる場合に発生するわけで、日常的にはこの狭あい道路が自分の家の目の前にあっても、本来、事前協議は発生しないわけです。発生しないところでは、現実的には、その狭あい道路上にそれぞれ、若しくはどちらかが何か障害物を置いている場合というのは私も存じ上げております。それに御不満も上がっていることも知っています。この場合、事前協議をする必要がないところでの話ですから、民民間の問題ということになり得るわけですが、そこで区はどのような対応をされるのですか。
狭あい道路整備 担当課長	その場所は、過去に協議がある場合もありますので、そういう事例を参考にすることや、近隣や少し先の路線でそういった協議があれば、それを参考にしながら後退用地を想定していくことになると思います。
委員	私も相談を受ける場合もあるのですが、片方側だけの意見で、ときには厳しい御発言もあります。ただ、あくまでも不確定な情報ですから、積み重なると片方だけが悪いようになりかねません。一方的に書くのではなく、丁寧な表記で事務のつながりを作っていただければと思います。そこは、大丈夫ですか。
狭あい道路整備 担当課長	委員お話のとおり、調査については十分行い、判断をしていくというところで、対応してまいります。
委員	諮問第 104 号、20 ページの個人情報登録票ですが、対象となる個人の範囲の中に、土地の賃借権者、いわゆる借地権者というのは対象にはなりませんか。
狭あい道路整備 担当課長	「その関係者」というところで、支障物件に関係するのであれば、土地を借りている方も対象になる場合もあると考えております。
委員	その場合、他にも地役権者や、物権のみならず賃借権があるわけですから、その記載を明記する必要はありませんか。
狭あい道路整備 担当課長	支障物件にはいろいろなパターンがあると思いますので、その状況に応じて必要な情報を記載していくことになるかと思っております。
委員	個人情報の収集ですから、そこはきちんと明記しないと駄目だと私は思うのですが、その点は記載の必要はないということですか。
狭あい道路整備 担当課長	取扱基準を定め、どういった場合にどのように対応するかを決めていきたいと考えております。
委員	この「すぎなみまっぷ」について、基本的なことをお伺いします。インターネットから、区民あるいは区民以外の方も、この基本的な「すぎなみまっぷ」にアクセスすることはできるのですか。
みどり公園課長	できます。
情報政策課長	「すぎなみまっぷ」については、職員間のみの仕様で、「すぎナビ」というものがインターネット上に公開されており、公開情報のみを記載しております。
委員	以前ですと、今もそうかもしれないのですが、区役所へ行って、杉並区の地図をくださいと言えば、紙に印刷したものがもらえますよね。紙でもらえるような地図は今もあって、それに相当するものが、例えば区の管理する所に「すぎなみまっぷ」として電子的に保存されるようになっているのでしょうか。

情報政策課長	印刷されている地図とインターネット上の地図に関連はありますが、全く同じものではありません。配布や販売している地図は、また元データが別にあります。
委員	杉並区役所で区民に渡している紙に印刷した地図、これにもかなり区に関する情報は印刷されていますよね。このGISとの大きな差は何かあるのですか。
情報政策課長	GISの情報と地図上の情報は、もちろん関連していますが、GISは即時更新が可能ですし、紙の情報は印刷時点での情報ですので、全てが一致するものではありません。
委員	17ページの諮問第103号ですが、電算入力項目の所で、他の諮問では規模というものがあるのですが、今回こちらの要望・苦情に関する業務では、規模という表記がありません。表記がない理由を教えてくださいませんか。
情報政策課長	こちらは各課共通となっております、今回は土木管理課とみどり公園課ですが、必要に応じて各課においても、要望・苦情を載せていくという案件ということで、共通項目のため特に個別の規模は載せていないものです。
委員	そうすると、今回の諮問第103号に関わって、今回の追加、新規で発生するものについては、諮問第104号、第105号で記載されている規模と考えてよろしいでしょうか。
狭あい道路整備担当課長	狭あい道路の部分に関しては、実際に要望・苦情をお寄せいただいている方が対象と考えていただければと思います。
みどり公園課長	みどり公園課では、今までの実績に即して、このぐらいのものが想定されるというところでの規模を記載させていただきました。
委員	そうすると、諮問第104号、狭あい道路拡幅整備事業に関する業務で、電算入力規模なのですが、「支障物件等の設置者及びその関係者」ということで、規模と書きながら、これではある意味対象範囲ですね。本来、システムを扱うときに個人情報は何件ぐらいここに記載されていくのか、入力されていくのかをここに書くのだと思うのです。そういう意味では、この19ページの規模の書き方は、ちょっと不適切かなと思うのですが、実際に何件ぐらいの発生になるのかを教えてくださいませんか。
狭あい道路整備担当課長	100件程度を想定しているところです。
委員	それは、最大で100件ということですか。それとも、年間100件なのですか。前提条件を教えてくださいませんか。
狭あい道路整備担当課長	年間100件ということで想定しているところです。
委員	そうすると、データの保存年限等を考えると、最大で何件ぐらいになるのでしょうか。
狭あい道路整備担当課長	最大で500件程度を想定しております。
委員	諮問第104号ですが、適切な指導を行うということが書いてあるのですが、もし適切な指導を行った上に、違反行為が続いた場合には、罰則規定はあるの

	でしょうか。
狭あい道路整備 担当課長	狭あい道路の拡幅に関する条例に基づいて行っている事業でございます、そちらに支障物件については命令、それから氏名の公表、最終的には代執行と規定をしているところです。
委員	先ほどの質問の関連なのですが、区内の狭あい道路は、私道、区道があるということですが、比率は何対何ぐらいですか。
狭あい道路整備 担当課長	2項道路につきましては、区道 191 k m に対して私道が 141 k m となっています。
委員	区道のほうが多いということによろしいですね。
狭あい道路整備 担当課長	おっしゃるとおりです。
委員	狭あい道路でみどり公園課にお願いするときは、ほとんど写真データ、写真を撮ってそのまま送って、こういう状態ですというようにして処理をしてもらうのですが、そういう場合の大本の写真というのはどういう処理をされるのですか。
みどり公園課長	そのものによって、PDF だったりとか、あるいは写真データだったり様々ですので、その取り込みは可能です。
委員	PDF でも写真でもそうですけど、要望・苦情の内容が写真データとか PDF などの画像だった場合ということもありますよね。そうすると、その大本のデータというのは、入力の中には入らないですよね。
狭あい道路整備 担当課長	GIS では、画像データも登録できるようになっています。
委員	では、画像で送っても問題ないということですね。
みどり公園課長	公園関係の要望につきましても、どのような状況か等、入力することが可能ですので、それも含めて処理できるようになっております。
会長	では、質問を切らせていただきます。御意見のある方はどうぞ。
委員	<p>諮問第 104 号についての意見を言いたいと思います。今回、狭あい道路拡幅整備事業に関する業務ですが、大本となっている条例で、違反した方々に対する氏名の公表や代執行といった項目が条例として記載されておまして、私はやはりやり過ぎだと受け止めております。そもそも狭あい道路の拡幅は必要なことだとは思いますが、区民の方にしっかりと理解を得て、説明をして、御協力をいただくという立場でやっていかなければいけないので、条例としては不適切だと考えています。こういった公表や代執行につながるシステム、個人情報収集になると受け止めておりますので、この諮問第 104 号については反対とさせていただきます。</p> <p>諮問第 103 号、第 105 号については、賛成とさせていただきます。今回、こちらのほうの諮問の記録票で、記録年月日の日付が記載されていなかったというのと、あとは狭あい道路に関する業務では、規模の書き方が適切ではなかったと受け止めておりますので、今後、諮問をする際には、しっかりとそういったところをチェックしていただいて、ミスのないよう、書き方が適切になるようにしていただきたいと思います。このことを意見として申し述べさせていた</p>

	<p>できます。</p>
委員	<p>この諮問第 104 号について、意見を述べさせていただきます。私も討議をさせていただいたところで、区道が約 6 割、私道が約 4 割あるということが確認できました。どちらもそうですが、民間での様々な課題があると思います。そこで、今回のこの狭あい道路拡幅整備事業も、杉並区が非常に先進的な試みで進めてきたもので、私有財産への課題があったものの、これまで丁寧に進められてこられたという認識があります。その上で、この情報及び要望・苦情処理については、「効率的かつ適切な」対応と書いてありますが、更に「公正」という言葉を 1 文字入れていただいて、情報収集につきましても丁寧な進め方を今後お願いできればと思っております。</p>
委員	<p>諮問第 104 号の内容の所ですが、「災害に強いまちづくりに資するため」ということで、狭あい道路のことについて触れていますが、諮問第 103 号を見ますと「地図情報システムを導入し地図データの整備に係る重複投資を防ぎ、各部局を超えた情報共有への活用」、とも記載があります。これは行政の縦割り組織に、ある意味での横串をしっかりと入れるということを、地図という 1 つのツールを使ってできるのかと思います。そして、その地図が、災害や緊急時のときに、狭あい道路が杉並区の地図から全て無くなるということはまず考えられないので、狭あい道路がどこに存在していて、平面の地図であっても、高低差も書いてあれば、障害に非常に有効な地図として活用できると思います。今、杉並区がやっている「たすけあいネット」をはじめ、災害時に 1 人では逃げられないという方をどうやって救助するか、登録されている方だけでも 1 万人を超えているわけです。非常に有効なツールとして、庁舎を超えて、消防等と連携を取っていただいて、紙ベースでも結構ですから、小中学校に設置されている震災救援所に、災害時に非常に有効な地図を是非置いていただきたい。それによって 1 人、2 人、いや、何十人、何百人という方が助かるかもしれないわけですから、費用対効果もあるかと思えますけれども、是非御配慮をいただけたらありがたいと思います。</p>
会長	<p>委員から貴重な御意見がありました。ほかに御意見はありますか。</p> <p>ないようでしたら、報告第 65 号については了承とさせていただきます、諮問第 103 号から諮問第 105 号については決定とさせていただきます。</p> <p>次に諮問第 10 号及び諮問第 11 号です。この案件は前回の審議会で諮問を受けまして、部会で審議を行うことになっておりました。まず、事務局から区民意見聴取の結果の報告を受けて、次に部会長のほうから、点検結果の報告をお願いします。その後で御質問、御意見をお受けしたいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>諮問第 10 号、第 11 号</p>	
情報政策課長	<p>私からは、区民等の意見提出の実施結果及びお配りした資料について概要の説明をさせていただきます。その前に、印刷後に発見された資料の訂正についてお願いしたいと存じます。その都度それは申し上げますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>今回は、国民健康保険に関する事務及び介護保険に関する事務、いずれも全</p>

	<p>項目評価書に係る重要な変更を加える場合に事前に行うこととしております 特定個人情報保護評価再実施について、諮問をして、11月22日に行われた部 会での審査を踏まえ、本日、答申をお願いするものです。</p> <p>資料3-1①です。国民健康保険に関する事務、全項目評価書、修正後のも のものです。こちらの資料につきましては、93ページで修正がありまして、93ペ ージの⑧再委託の許諾方法の四角の中に書いてある内容で、「再委託先におけ る」の「お」が抜けておりまして、入れていただければと思います。</p>
委員	何行目ですか。
情報政策課長	<p>再委託の⑧再委託の許諾方法の右の四角に書いてある行の一番下ですが、 「再委託先にける」と書いてありますが、「お」が抜けています。</p> <p>続きまして資料3-1②ですが、2ページです。修正内容という欄ですが、 ⑧のアンダーラインがある所で「再委託にあたっては」の「にあたっては」に アンダーラインが入っているのですが、その前に同じくアンダーライン付きで 「を行う」を付け加えていただきたいと思います。</p> <p>次の項目です。資料3-1⑤です。国民健康保険の事務の新旧対照表ですが、 1ページの白抜きになっている法令上の根拠の所です。記載内容が新と旧が逆 になっております。</p> <p>最後ですが、資料3-2③です。介護保険に関する事務の区民等の意見提出 の実施結果ですが、意見提出実績が計1件、延項目が1件とあり、はがき1件 となっていますが、「はがき」ではなくて、「意見提出用紙」になります。意見 提出用紙に記載されて提出されております。</p> <p>大変申し訳ありませんでした。修正項目は以上です。</p> <p>それでは、資料の説明を続けさせていただきます。資料3-1②からです。 資料3-1②は、部会での御意見を踏まえまして、区民等意見提出手続におい てお示しした評価書に対する修正の一覧となっております。</p> <p>資料3-1③ですが、区民等の意見提出の実施結果です。国民健康保険に関 しましては、提出された意見はございませんでした。</p> <p>資料3-1④ですが、第三者点検部会点検用の補助資料ということです。今 回、国民健康保険の再実施に至った経緯、また追加・修正した項目とその趣旨 をまとめて記載しております。</p> <p>資料3-1⑤ですが、資料3-1①のもとの評価書に加えた、修正・変更の新 旧対照表になります。</p> <p>続きまして資料3-1⑥ですが、11月22日実施の部会での審査結果について まとめた資料です。</p> <p>続きまして資料3-2①です。こちらからは、介護保険に関する事務に入り ます。資料3-2①は修正後の全項目評価書そのものです。</p> <p>資料3-2②ですが、部会後に修正した項目です。</p> <p>資料3-2③と資料3-2④は、区民等の意見提出の実施結果です。こちらは、 先ほど説明しましたように、意見提出用紙を記載の上で、阿佐谷図書館の所に 1件提出がありました。内容は3-2④に記載のとおり、PIAのあり方に対 する一般的な御意見でした。したがって、意見に基づく評価書の修正はあり ませんでした。</p>

	<p>資料3-2⑤ですが、点検用の補助資料です。今回の再実施に至る経緯、追加・修正した項目とその趣旨をまとめて記載したものです。</p> <p>資料3-2⑥ですが、部会後の修正を含め、修正した箇所の新旧対照表です。</p> <p>資料3-2⑦ですが、介護保険に関する事務の全項目評価書に対する部会での審査結果になります。資料の説明等、区民等の意見提出についての説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。続いて、部会長のほうから、部会での審議の説明をお願いします。</p>
部会長	<p>今回は、国民健康保険と介護保険に関する全項目評価書の再実施について、部会で第三者点検を行いました。既に国民健康保険も介護保険も評価自体は完了して、こちらの審議会にも御報告があったかと思えますけれども、この評価というのは、マイナンバーを取り扱うに当たって、どういうリスクがあるのかを事前に検討し、そのリスクへの対策を事前に検討するものです。これによって、何か問題があってから事後的な対応を行うのではなくて、事前の対応を検討するものとして導入された制度となります。ですので、一度やればいいというものではなくて、例えば事務のやり方が変わるとか、あとは、リスク対策というのも、例えばセキュリティ対策に代表されるように、時代によって技術の進展によっていろいろと変化がありますので、そういったことがあった際に、適時に再評価を行っていくということが、法令上義務付けられております。</p> <p>今回の国民健康保険に関しましては、都道府県のほうで、国保の資格を管理するということに伴いまして、東京都国民健康保険連合会のほうに事務の一部を委託するとなっておりますが、国保連のほうから、実際上のシステム運用等は更に再委託がなされることになりましたので、再委託に関して、適切な対策をどのようにとっていくかということに関して、特定個人情報保護評価として、再評価をしております。修正すべき点は再委託の点なのですが、せっかくの機会ですので、その他誤字等の修正であったり、より正確な表現に改める等を行っております。</p> <p>続きまして、資料3-2のほうは介護保険になります。こちらについては、再実施に至った経緯としては、もともと杉並区では、条例に基づいて行っていた事務が、国のほうの法律に基づく主務省令のほうに規定されたということで、それに伴う変更を行うとともに、あとは国保と同様に誤字脱字の修正や、より分かりやすい表現、適確な表現に改める修正を行っております。</p> <p>部会のほうで点検いたしました。杉並区の特定期間個人情報保護評価書を、私は一般公募されているものは見たことはありますが、こちらの審議会委員としては初めて拝見することになりました。基本的にかなり細かく検討されていて、詳細な検討がなされていると思います。ただ、御案内のとおり、かなりの大部にわたる資料ですので、例えば誤字脱字というのはもちろんないほうがいいのですが、やはりページ数が多いということもありますので、再実施の都度、適宜点検をしていったり、例えば平成26年、27年、28年に最初の評価をしておりますので、時代とともに変わっていく部分というのは、再評価に伴って、適宜再検討していくとよいのではないかと思います。特に問題は認められないと考えております。</p>

会長	それでは、ただいまの説明について御質問のある方はどうぞ。
委員	<p>1点だけ確認をさせてください。なかなかこの膨大な資料を全部拝見するというのは本当に困難で大変だったのだろうなと思っておりませんが、評価の中に「十分である」という評価がほとんどされているのですが、「特に力を入れている」とかの3つの評価の中で「十分である」という評価になるのですが、この「十分である」という評価、「特に力を入れている」ということについて、他の自治体や他の部門と何か比較をされて、そのような判断をされているのか、そうでないのか、その点について率直な疑問なので教えてください。</p>
部会長	<p>事務局のほうで何かあれば補足いただければと思いますが、私の考えを最初に述べさせていただきたいと思います。もともと私は国家公務員として、新保委員に御指導いただきながら、この評価書の様式を作成するという仕事をしておりました。非常に大部の様式になってしまって、読みにくいというのは、各自治体、その他いろいろな方から言われておまして、大変申し訳ないと思っております。</p> <p>「十分である」、「特に力を入れている」、「課題が残されている」という選択肢については、これは国の内閣府の外局である個人情報保護委員会の委員の先生方の意見などを踏まえて、こういう選択肢が入っております。箇条書きで詳しく書くことはいいことなのですが、これは評価なのだから、一目で分かるような形で選択肢があったほうがいいのではないかとということで、そういう趣旨で入っているものです。</p> <p>分かりやすくなっているかというのは、ちょっといろいろ御批判等もあるかと思いますが、そのような趣旨で入っています。それに当たって、例えば「十分である」とか「特に力を入れている」という判断基準を国のほうで示すというようなことは、特にしておらず、例えば、自治体によっては、ここは本当にすごく自信を持って長年取り組んでいる箇所については、「特に力を入れている」にすればいいのではないかとということ、国のほうでは議論しておりました。また、日本人的マインドというか、全部を「十分である」にする自治体も結構多い場合や、逆に「特に力を入れている」が非常に多い場合というのがありますので、自治体として、こんなにちゃんとやっています、という宣言文、アピールがこの評価になりますので、ここは自治体としてこの対策は本当にちゃんと力を入れているのだと、区長名も表紙に書いてありますから、そう言えるというものについては、「特に力を入れている」にしたら良いと思います。事務局から何かあれば、補足をお願いします。</p>
情報政策課長	部会長のおっしゃるとおりだということで、特段ございません。
委員	<p>ありがとうございました。それから、今回、対照表や制度の中身が、再委託という番号システムと再委託との関連性の整理と申しますか、その点ではこういうふうに変ったのかということも含めて、勉強させていただきました。</p> <p>それから、ちょっと発見をしてしまったのですが、国保の資料3-1①の9ページの所で、分からないことを丁寧に書かれているので、本当に勉強になっているのですが、国保情報集約システムですが、最後のほうの「区市町村との委託契約に基づき、国民健康保険連合会」となっているのですが、私は団体連</p>

	<p>合会とこの連合会は違う組織なのかと思って調べようとしていたら、単純に「団体」が抜けたものなのかと思ったのですが、その点、もし間違いであれば、訂正をしていただければと思うのですが。</p>
国保年金課長	<p>大変申し訳ありません。委員のおっしゃるとおり、国保連のことで「団体」という文字が抜けておまして、本当に申し訳ございません。修正という形になります。</p>
委員	<p>改めて、この第三者点検部会での点検、本当にお疲れさまでした。すごく膨大な量で、私も全部目を通していないのが実情です。今回というか毎回、第三者点検を行うとき、すごく膨大な資料が家に届いて、実際には全部見切れずに審議会に参加して、参加をしたときに事務局からこの資料の説明をいただいて、その場で諮問をしなければいけないので、私にとってはすごくキャパオーバーな状況です。それで、期間的なものもあるかもしれないのですが、こういった分厚い資料が届いた直後の審議会での資料の説明をいただいて、その次ぐらいで最終的に諮問をするという判断をするといったように、少し期間を置いていただくと、もっとこの内容を確認できると思いますが、そういうことは難しいのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>そういった意味で、今、専門委員による部会を設けていまして、事前に特定の学識経験者の先生方に見ていただいているということで、審査の公正を期しているものです。御指摘のとおり、次回回しでやれば一番いいのですが、3か月ぐらい遅れてしまうということになってしまいます。こちらは実施する前に必ず評価を受けなければいけないことになっていきますので、事務的なものは非常に難しくなるかと考えています。</p>
委員	<p>期間的な問題はあるとは思いますが、なるべくこれを見る時間があればいいのと、一度簡単な説明を受けてから、改めてもう一度中を確認したいという思いがあることを受け止めていただいて、資料もなるべく早く届くようにしていただければと思います。</p> <p>内容に入ります。国民健康保険に関する業務のほうで、今回、全項目評価の再点検を行う、再委託になるといったところで、私は再委託云々のところがよく理解できてなくて、改めて大枠の概要から説明をいただくと助かるのですが、お願いできますか。</p>
委員	<p>今の点検の面について、確かにこのように大量の資料が、これだけエコを言っている杉並区役所でありながら、紙的にはなかなかエコではない分量の資料が配られていると思います。ただ、例えばこれを電子化するとか、いろいろな選択肢もあるかと思いますが、現状ではセキュリティの面から、電子的なファイルが出回ることについては、非常に機微なセキュリティの情報が含まれておりますので、恐らく現状では難しいと思います。一方で、これを受け取った方にとっても、いったいどこから見てよいのかという現実の問題があると思いますので、そのために第三者点検の部会を設けて、第三者点検のメンバーが詳細を見ているのが現状です。</p> <p>こちらの資料については、中に第三者点検部会の点検用の資料があります。これは毎回ほんの数ページで、今回で言うと、例えば資料3-1④と書かれて</p>

	<p>いるもの、このように第三者点検部会で実際に内容を確認する際に、このような資料で内容のポイントを確認しております。また、資料3-1⑤のように、新旧対照表において、どの部分が修正されたのかも確認できるようになっております。再評価の場合に、もう一度一言一句全て読むことは、第三者点検部会でも実際には難しい状況ですから、このポイントで、どのような部分が今回の点検の評価の対象となっているのか、併せて、今回はどの部分が新旧対照表で修正がなされているのかについては、事務局がかなり分かりやすい資料を作成しております。こちらの膨大な資料を1ページずつ確認するのではなくて、この部分について御確認をいただくと、今後はどの部分が修正されているのか、今回の評価がどのような趣旨なのか、御確認いただくときの補助資料としてはよいのではないかと思いますので、その点は是非とも御活用いただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。事務局、どうぞ。</p>
国保年金課長	<p>先ほど委員からの御質問で、今回、国民健康保険の再委託を行った、簡潔な事由のことについて、補足で少し説明します。資料3-1①、4ページの一番上の⑱番の所も併せて御確認いただければと思います。国民健康保険制度の改革としまして、今まで、健康保険の保険者としては杉並区が行っていたわけですが、平成30年4月からは東京都も併せて保険者になるという形で、東京都全体で国民健康保険の資格を持つことになることが決まっております。都内の住所の移動の場合には東京都に連絡をするということで、先ほどお話があった、東京都の国保連、東京都国民健康保険団体連合会のほうに資格の管理等の委託をするということです。こちらのほうについては昨年度に答申をいただいておりますが、東京都の国保連がオペレーション事務やハウジングのほうで再委託をすることが分かりましたので、今回、再委託の所を再度評価させていただきました。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。確かに膨大な資料で、お読みになるのもつらいことと思いますが、先ほど説明があったように、点検部会がありましたので、そちらのほうで目を通したものが先ほど発表されたところでございます。質問がなければ御意見を伺います。</p>
委員	<p>今回の第三者点検は大変な作業だったと思いますが、やっただいて、本当にありがとうございます。実際に国保のほうについては、広域化によって個人情報再委託されるところと、広域化の問題点も多々ありますので、今回の諮問については反対とさせていただきます。また、介護のほうについては、条例から法令によって変わった部分というところですが、マイナンバーの扱いの拡大につながるというところで、反対とさせていただきます。</p>
会長	<p>ほかに御意見はございませんか。特にないものと認めまして、諮問第10号及び諮問第11号は決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、諮問第106号及び第107号についてです。こちらにつきましては、第1回審議会で報告のあった、「平成29年度住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムに係る業務のセキュリティ運用計画」に基づくものと認識しますが、補足説明はありますか。</p>

諮問第 106 号、第 107 号

<p>情報政策課長</p>	<p>概要について説明いたします。諮問第 106 号、第 107 号ですが、平成 29 年度住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムに係るセキュリティ評価実施結果の妥当性評価です。資料 2 の 24 ページをお開きください。杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号に基づきまして、住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステム、それぞれのセキュリティ評価実施結果の妥当性評価を審議会に行っていただくために諮問するものです。まず、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ評価実施結果の妥当性評価について、区民課から御説明申し上げます。</p>
<p>区民課</p>	<p>それでは、諮問第 106 号、住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ評価実施結果の妥当性評価について説明します。資料 25 ページの別紙 1 を御覧ください。諮問を行う事項は、前回の審議会で実施内容について御意見をいただいた、住基ネット緊急時対応訓練の実施結果、それと、住基ネット職員アンケートの結果と結果を受けての対策、この 2 点になります。</p> <p>まず、「(1)住基ネット緊急時対応訓練」について説明します。訓練内容につきましては、2 の(1)①に記載してあるとおり、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認、緊急時対策会議構成員の役割確認、緊急事態を誘発しかねない事象に対する啓発、の 3 点について行っております。昨年同様、緊急時対策会議構成員用と、実際に住基ネットを使用している職員用に内容を分けて、実施をしております。実施期間と対象につきましては、②の表中に記載してあるとおりです。</p> <p>続きまして、「(2)住基ネット職員アンケート」について説明します。アンケートの内容につきましては、①に記載してあるとおり、国から示されている「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」の調査項目の中から抽出した内容について、部署や職責などに応じて 5 種類のアンケートを作成して実施しております。アンケート結果につきましては、今後、集約が終わりましたら、各部署に対しフィードバックを行うことで、職員のセキュリティ意識の改善に役立てていきたいと考えております。実施期間については②に記載してあるとおりです。</p>
<p>情報政策課長</p>	<p>続きまして、情報提供ネットワークシステムに係るセキュリティ評価実施結果の妥当性評価についてです。資料 26 ページを御覧ください。妥当性を評価していただくのは、総務省が定めた「安全管理措置一覧及び自己点検表」に基づく自己点検の実施結果、情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果、情報提供ネットワークシステム職員アンケートの結果と結果を受けての対策について、の 3 点です。</p> <p>実施概要については下記のとおりになります。まず自己点検は、総務省の定める点検項目について、区としての統一の判断基準を設け、当該判断基準に基づきまして、各システム及び共通事項について回答を行うものです。次に、緊急時対応訓練は、新たに策定した情報セキュリティインシデント対応計画に基づきまして、インシデントレベルの判定及び C S I R T 内及び C I S O への報</p>

	告経路の確認、情報提供NWSによる情報連携を実施する課及び中間サーバーコネクタ保守業者への連絡体制の確認を行うものです。情報提供ネットワークシステム職員アンケートの結果と結果を受けての対策ですが、情報連携端末の操作権を付与された職員に対して実施したアンケート結果を分析し、今後の職員等へのセキュリティ教育の見直しに反映するものです。
会長	質問のある方はどうぞ。
委員	議題内容については賛成します。
委員	まず別紙1、25ページのほうから確認したいと思います。そもそも諮問第106号と諮問第107号についてのセキュリティ評価実施結果で、私たちは前回、結果の細かい資料とかはもらっているのでしょうか。それとも、評価実施結果の妥当性評価についての資料は今回配られたものだけですか。ちょっとそこを確認していただけますか。
情報政策課長	こちらのセキュリティ評価実施結果の妥当性評価につきましても、先ほどの第三者部会と同じように、部会を開催して、部会の先生方にまず見ていただいて、妥当性評価をしています。その結果を踏まえて、次回、資料を含めてお配りして、御説明申し上げるという形です。今回は諮問させていただいて、次回は答申をいただくということになりますので、その際には資料をお配りいたします。
委員	質問等は次回のときにまたできるのですね。では、一旦質問を取りやめます。
会長	ほかにございますか。なければ、今、説明がありましたように、まず細かく適正さを確認すべきと思われますので、「住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会」、ここにおいて事前の確認を行っていただき、その内容を次回の第5回審議会において、部会のほうからの報告として受けまして、その後で答申を考えたいと思います。なお、部会の運営については部会長に一任したいと思います。よろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	ありがとうございます。では部会長、何かありますか。
部会長	先ほどの別件と関連するのですが、審議会委員は部会を傍聴できますので、日程に関しては事務局のほうで委員に御案内いただいて、必要であれば部会のほうの傍聴をしていただければと思います。この件に関してのものは、余り説明はないのですが、先ほどの第三者点検のほうは部会の中で1時間ぐらい説明をしていただいていますので、それと同じものをここの審議会に1時間追加で説明時間をとるのは余り現実的ではないので、興味のある委員の方は第三者点検部会を傍聴していただいて、そのときに区のほうからしていただく説明を聞くのが現実的かと思います。ちょっと僭越ですが、別の部会のことです。同様に、今日承った部分に関しても、部会のほうを傍聴していただいて、そこで事前の説明や審議内容を御確認いただいた上で、次回の審議会に参加していただくのが一番効率的かと思います。もし可能でしたら、事務局から委員のほうに開催日程を伝えていただければと思います。
会長	事務局のほうは、よろしいですね。
情報政策課長	今、部会長から御指摘がありましたように、部会のほうはセキュリティに関

	<p>するものなので非公開ですが、委員の先生方については守秘義務がありますので、傍聴できます。1月18日の午後2時から西棟6階の5・6会議室を用いて開催の予定でして、関心のある委員の皆様は、いらっしゃれば自由に傍聴できますので、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>部会ですが、1月18日の午後2時から第5・6会議室で行われますので、傍聴御希望の方はお願いします。</p> <p>次、諮問第108号について、事務局から御説明をお願いします。</p>
諮問第108号	
情報システム担当課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの御説明について、質問がある方はどうぞ。</p>
委員	<p>こういう事業者というのは、今回、国内と国外、関係なく広く募集をかけるのかということと、あと、例えば、国内、国外の大きなところが主に5社ありますとか、10社ありますとかを教えてくださいなければ有り難いです。</p>
情報システム担当課長	<p>今考えている事業者は、国内の事業者を想定しています。国内にデータセンターがある場合だけを考えています。現在、データセンターについて、9社に対して情報提供を求めています、複数の事業者から回答をいただいています。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p> <p>質問はないものと認めます。では、意見をどうぞ。</p>
委員	<p>この外部データセンターを使うに当たっての要件として、確実にやっただく必要があるのではないかと思うことは、杉並区のデータに関してのアクセスは杉並区のみができる、というような要件にさせていただく必要があると思います。逆に言うと、クラウドのサービス提供者はデータを見られない状態を作るといことです。そのための解は暗号化しかありませんので、暗号化をほどこけるのはあくまでも杉並区だけと。そういった対策を取っていただくことによって、クラウドのベンダー、事業者のほうの管理者のレベルで不正があった場合も杉並区のデータが守られることは、これは死守していただくほうがいいと思います。</p> <p>例えば、ディスクであれば、アプリケーションでいろいろなアクセス制御をかけていても、相手方のシステム管理者はディスクを丸ごと持っていきことができちゃいますので、その場合にも、最悪、ディスクを丸ごと全部持っていかれても、杉並区側としての暗号化がかかっているならば、一応、暗号化は解けなくはないですが、非常に困難にもなりますので、この部分に関しては、恐らく現状では極めて厳しい要求事項になりますが、これに関しては、杉並区としては徹底していただくのがいいかと私は思います。逆に、これは事故が起きてしまうと、相手方のベンダーからすると、すみませんでしたとしか言いようがなくなってしまうので、これに対して、杉並区はすみませんでは済まないの、そこを御確認ください。</p> <p>プライベートクラウドに関しましても、サーバー装置そのものを1台占有する場合と、現状でしたら仮想技術で、物理的にはサーバーは1台だけれども、</p>

	<p>その上に幾つかを出すというような、幾つかの仕切りを作る場合もありますが、そのどちらの場合においても、相手方のクラウドサービスの提供事業者は杉並区のデータを見られないという状態を要件に出していただければと思います。その要求に応えられる事業者が現時点で国内にいるのかは分かっていないので、それがいなかった場合には、また審議としてはもう一度戻していただいて、そこまで高めてしまうとできないのだけれども、次の策はないかというところで、もう1回審議会に戻していただくのがよろしいかと思います。</p>
会長	<p>事務局、よろしいですね。ほかに御意見はございますか。ほかに御意見もないようですので、諮問第108号は決定といたします。</p> <p>最後の報告第66号から報告第68号に入ります。まず事務局から御説明していただきます。</p>
報告第66号～第68号	
情報政策課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>ありがとうございました。御質問のある方はどうぞ。</p>
委員	<p>1点だけ。個人番号を追加するという報告になっているのですが、この収集の方法はどのようにされる予定ですか。</p>
事務局	<p>各業務に、申請等、届出等に合わせて、御本人から収集するという方法を考えています。</p>
委員	<p>今回、総務省は、個人として個人番号を出さない場合には記載しなくてもいいとなっているようですが、これは12月の最近の通知のようですが、その点についてはどのようにされるのでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらの表記の2事務ですが、情報照会を行う事務ですので、照会を行うに当たり、番号の紐づけ等を行う必要がありますので、この2事務については照会を行うということであれば、どうしても番号を使わざるを得ないことがあります。</p>
委員	<p>つまり、本人がそれを提出しない場合には職権で行われると理解してよろしいわけですか。</p>
事務局	<p>委員のお話のとおりです。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。御質問がなければ、御意見のある方はどうぞ。御意見もないようですので、報告第66号から報告第68号については了承といたします。ただいま御審議いただいた諮問事項等については、答申をしてまいりたいと思いますので、事務局のほうから答申案文の配布をお願いします。</p>
(答申案文の配布)	
会長	<p>今日は諮問案件がかなりありましたので、答申のほうも3枚にわたっておりますが、ざっとお読みいただいて、答申がこれでよろしいかどうか、確認させていただきます。今、お配りした答申案文でよろしいでしょうか。</p>
(異議なし)	
会長	<p>ありがとうございました。それでは、お配りした答申案のとおり確定いたします。それでは、答申文を情報・法務担当部長にお渡しすることにいたします。</p>
(答申文の受領)	
会長	<p>本日の審議は以上です。事務局のほうから何かありましたらお願いします。</p>

<p>情報政策課長</p>	<p>事務局のほうから、確定版の会議録と先ほど答申をいただいた国民健康保険事務、介護保険事務のPIAに添付されるべき用語集が漏れておりましたので、併せて配布いたします。お受け取りいただければと思います。</p> <p>次回の審議会ですが、平成30年2月21日(水)午後2時からを予定しています。場所は西棟の6階の5・6会議室の予定です。どうぞよろしくお願い申し上げます。来年も引き続き、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、以上で、平成29年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本年は皆様方に御協力いただきまして、無事に審議会を終了することができたことを心より御礼申し上げます。皆様が良いお年をお迎えくださるようお祈り申し上げます。ありがとうございました。</p>